二　経過年数基準（法第七十条の二第二項第三号に規定する経過年数基準をいう。）に適合するものであることにつき施行令第四十条の四の二第三項の証明を受けようとする家屋　当該家屋の前号に規定する登記事項証明書

第二十三条の五の二第四項を削り、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　施行令第四十条の四の二第二項に規定する財務省令で定める構造は、登記簿に記録された当該家屋の構造のうち建物の主たる部分の構成材料が石造、れんが造、コンクリートブロック造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造とする。

第二十三条の五の二第五項中「第四十条の四の二第三項に」を「第四十条の四の二第四項に」に改め、同項第一号中「第七項に」を「第十項に」に、「第七項第三号」を「第十項第三号」に改め、同号イ中「第四十条の四の二第三項第一号」を「第四十条の四の二第四項第一号」に改め、同号ロ中「第四十条の四の二第三項第二号」を「第四十条の四の二第四項第二号」に改め、同号ハ中「第四十条の四の二第三項第三号」を「第四十条の四の二第四項第三号」に改め、同号ニ中「第四十条の四の二第三項第四号」を「第四十条の四の二第四項第四号」に改め、同号ホ中「第四十条の四の二第三項第五号」を「第四十条の四の二第四項第五号」に改め、同項第二号中「第七項第三号」を「第十項第三号」に改め、同条第六項中「第四十条の四の二第六項」を「第四十条の四の二第七項」に改め、同条第八項中「第四十条の四の二第九項」を「第四十条の四の二第十一項」に、「第七十条の二第七項」を「第七十条の二第八項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第七項中「同条第七項」を「同条第八項」に改め、同号ロ(1)中「第四十条の四の二第六項各号」を「第四十条の四の二第七項各号」に改め、同項第二号イ(3)中「第四十条の四の二第二項各号」を「第四十条の四の二第三項各号」に改め、同号イ(4)中「第四十条の四の二第五項各号」を「第四十条の四の二第六項各号」に改め、同号ロ(1)中「掲げる」を「定める」に改め、同項第二号イ(3)中「第四十条の四の二第六項各号」を「第四十条の四の二第七項各号」に改め、同号イ(4)中「第四十条の四の二第七項各号」を「第四十条の四の二第八項各号」に改め、同号ロ(1)中「掲げる」を「定める」に改め、同号ハ(2)中「第四十条の四の二第五項第二号」を「第四十条の四の二第六項第二号」に改め、同項を同条第十項とし、同条第六項の次に次の三項を加える。

7　法第七十条の二第七項に規定する財務省令で定める手続は、同項に規定する要耐震改修住宅用家屋の取得の日までに同日以後当該要耐震改修住宅用家屋の耐震改修（同項に規定する耐震改修をいう。次項及び第十項において同じ。）を行うことにつき国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類に基づいて行う申請とする。

8　法第七十条の二第七項の規定する適用を受けようとする者は、同項に規定する要耐震改修住宅用家屋が同項に規定する取得期限までに耐震改修により耐震基準に適合することとなつたことにつき国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類により証明を受けなければならない。

9　施行令第四十条の四の二第八項に規定する財務省令で定めるところにより証明がされた特定受贈者がその居住の用に供する家屋は、当該家屋が同条第一項各号のいずれかに該当するものであることにつき、第四項第一号に規定する登記事項証明書により証明がされたものとする。

第二十三条の五の三第二項第二号中「第三十四条の十五第一項」を「第六条の三第九項」に、「が行われる施設」を「、同条第十項に規定する小規模保育事業、同条第十一項に規定する居宅訪問型保育事業又は同条第十二項に規定する事業所内保育事業に係る施設」に改める。

第二十三条の六第三項中「第四十条の五第二項に」を「第四十条の五第三項に」に、「。第五項及び第六項」を「。以下この条」に、「第七十条の三第七項」を「第七十条の三第八項」に、「（第五項及び第六項」を「（次項及び第九項」に改め、同項各号を次のように改める。

一　耐震基準（法第七十条の三第三項第三号に規定する耐震基準をいう。以下この条において同じ。）に適合するものであることにつき施行令第四十条の五第三項の証明を受けようとする家屋　当該家屋の登記事項証明書（当該家屋が同条第一項各号のいずれかに該当することが当該登記事項証明書に記載された事項によつて明らかでないときは、当該登記事項証明書及び同項各号のいずれかに該当することを明らかにする書類）及び当該家屋が耐震基準に適合する旨を証する書類で国土交通大臣が財務大臣と協議して定めるもの

二　経過年数基準（法第七十条の三第三項第三号に規定する経過年数基準をいう。）に適合するものであることにつき施行令第四十条の五第三項の証明を受けようとする家屋　当該家屋の前号に規定する登記事項証明書

第二十三条の六第四項を削り、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　施行令第四十条の五第二項に規定する財務省令で定める構造は、登記簿に記録された当該家屋の構造のうち建物の主たる部分の構成材料が石造、れんが造、コンクリートブロック造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造とする。

第二十三条の六第五項中「第四十条の五第三項に」を「第四十条の五第四項に」に改め、同項第一号中「次項に」を「第九項に」に、「次項第三号」を「第九項第三号」に改め、同号イ中「第四十条の五第三項第一号」を「第四十条の五第四項第一号」に改め、同号ロ中「第四十条の五第四項第二号」を「第四十条の五第四項第二号」に改め、同号ハ中「第四十条の五第三項第三号」を「第四十条の五第四項第三号」に改め、同号ニ中「第四十条の五第三項第四号」を「第四十条の五第四項第四号」に改め、同条第七項を同条第十項とし、同条第六項中「同条第七項」を「同条第八項」に改め、同項第一号イ(4)中「第四十条の五第五項各号」を「第四十条の五第六項各号」に改め、同号イ(4)中「第四十条の五第六項各号」を「第四十条の五第三項各号」に改め、同号イ(4)中「第四十条の五第三項各号」を「第四十条の五第五項各号」に改め、同号ロ(1)中「掲げる」を「定める」に改め、同号に次のように加える。

ハ　当該既存住宅用家屋が法第七十条の三第七項の規定により同条第三項第三号に規定する既存住宅用家屋とみなされたものである場合　次に掲げる場合の区分に応じ次に定める書類

(1)　イに掲げる場合　次に掲げる書類

(i)　イに定める書類

(ii)　当該既存住宅用家屋の耐震改修に係る建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則別記第五号様式に規定する認定申請書の写し又は第七項に規定する書類で同項の申請をしたことを証するもの

(2)　ロに掲げる場合　次に掲げる書類

(i)　ロに定める書類

(ii)　(1)(ii)及び(iii)に掲げる書類

(iii)　当該既存住宅用家屋に係る第八項に規定する書類で同項の証明がされたことを証するもの